

2023年度 大学間短期交換留学（派遣） [第2回募集] 募集要項

琉球大学(以下「本学」という。)では、「国際交流の推進」を基本理念の一つとして、海外の大学等との教育・研究交流を推進しており、2023年2月24日現在42か国・地域の132大学・機関と国際交流協定を締結している。これらの協定大学のうち36か国・地域の104大学とは「学生交流協定(覚書)」を併せて締結している(部局間学生交流協定校含む)。大学間短期交換留学(派遣)プログラムとは、この「学生交流協定(覚書)」に基づいて、本学に在籍したまま海外の大学間学生交流協定校へ留学するプログラムである。

また、本学は、ISEP(International Student Exchange Programs)及びUMAP(University Mobility in Asia and the Pacific)加盟大学への短期交換留学制度も実施しているが、本募集では、ISEP及びUMAPによる短期交換留学についての募集は行わない。

1 応募資格

次に掲げる全てに該当する者を対象とする。

- (1)応募時に本学学部又は大学院の正規課程に在籍しており、派遣期間開始学期から終了学期までの期間を通して本学学部又は大学院の正規課程に在学(休学等をしていない)する者。
- (2)派遣開始時において、正規課程に在籍する学部2年次以上(大学院生を含む)である者。ただし、後学期期末試験を終了し、学業に支障がない場合は、学部1年次においても派遣可能な場合がある。希望する場合は、必ず事前に国際教育課に問い合わせること。
- (3)学業成績が優秀で、人格等に優れている者。
- (4)留学の目的及び計画が明確で、派遣先大学への留学による効果が期待できる者。
- (5)留学期間終了後、本学に戻り、学業を継続する者又は本学の学位を取得する者。
- (6)派遣先大学所在国への留学に必要な査証を確実に取得し得る者。
- (7)派遣先大学が定める入学基準及び語学基準を有する者。
- (8)本学の正規学生であれば国籍を問わない。ただし、外国籍の者が母国へ留学することは不可とするが、在留資格が「永住者・特別永住者」の者についてはその限りではない。

2 募集対象の派遣先大学及び派遣人数上限

別表「大学間等学生交流協定(覚書)締結校等別募集対象人数等一覧」で確認すること。部局間交流協定校への留学希望がある学部等学生は、所属する学部の事務室(学務係)に問い合わせること。但し、部局間交流協定のうち、本学国際教育センターと学生交流協定を締結している協定校に限り、全学部・研究科所属の学生を募集対象とする。

3 派遣期間

1学期間又は1年間

但し、派遣留学決定後に派遣先大学が指定する入学手続き期限までに入学手続きを完了することが可能である学期で、2024年3月までに派遣が開始される留学を対象とする。具体的な派遣開始可能時期については、希望派遣先大学を特定した上で必ず本件担当に確認をすること。

なお、学内選考採用後の派遣期間の変更は、特段の事由がない限り原則として認めない。

4 派遣先大学における身分

非正規生(特別聴講学生、特別研究生等)

5 授業料等

学生交流協定に基づき授業料不徴収となり、派遣先大学の検定料、入学料及び授業料が免除される。但し、留学期間中も本学に在籍している状態にあるため、本学の授業料は納入しなければならない。

6 単位互換

短期交換留学(派遣)プログラムにおける留学は、語学留学と異なり、本学で専攻する専門分野に関連した分野について派遣先大学の教育や研究指導を受けるものである。派遣先大学で取得した単位は、帰国後本学において所属学部・研究科の承認が得られれば、卒業・修了要件の単位として認定される。単位認定可能な科目等は各学部・研究科によって異なるため、派遣希望の協定大学で提供されている授業科目等について、各大学公式Webサイト等で情報収集し、学習計画について事前に指導教員や所属学部事務室(学務係)と相談すること。所属学部等に単位互換の申請をする際には、派遣先大学が発行した成績証明書とシラバス等が必要となるため、詳細は所属学部事務室(学務係)に確認しておくこと。

7 事前登録

申請希望者は、**2023年7月14日(金)17時まで**に以下のURLの事前登録フォームに大学のメールアドレス「*****@cs.u-ryukyu.ac.jp」でログインし、指定された情報を入力すること。

<https://forms.office.com/r/D7nvmPa15T>

8 提出書類

募集要項及び様式類は以下の URL からダウンロードすること

<https://ges.skr.u-ryukyu.ac.jp/study-abroad/public-offering/2023haken2/>

①短期交換留学(派遣)申請書(別紙様式1)

※第2希望がある場合は、まとめて記入すること

②短期交換留学派遣候補者推薦書(別紙様式2)

※推薦書は指導教員等、申請者が所属する学部・研究科の常勤教員で、申請者の留学意欲等についてよく知る教員が作成し、学業成績が優秀で、派遣先大学における学修・研究活動上、十分な語学力を備えていることなどを明記すること。

※作成者(推薦教員)が直接指定のフォーム又はメールにより申請者所属学部・研究科の事務室に提出することとする。(押印及び原本の提出は不要)

③成績表(GPAの記載があるもの。教務情報システムにログインのうえ、出力すること)

④語学力証明書等

希望派遣先大学が課す基準点に達していること。学部への申請書類提出時に要件を満たした証明書等を提出できない場合は、**2023年7月28日(金)正午まで**に学生部国際教育課に直接提出すること。上記期限までに派遣先希望大学が課す語学基準を満たす語学試験のスコアシート写しの提出がない者については、面接審査を実施しない。

1) 語学要件がある大学に申請する場合:希望派遣先大学が指定するTOEFL/IELTS又は各語学試験スコア等の写し

2) 語学要件がない大学に申請する場合:各語学試験スコア等の写し又は希望派遣先大学で専門の講義を受講し、単位を取得するに足る語学力があることを示す証明書等(本学語学教員による語学力証明(別紙様式3)等)。

9 申請書類提出期限

各学部・研究科の提出期限は学部事務室・掲示板等で確認すること。

10 申請書類提出先

(1) 申請学生

①③④ の各書類の電子媒体を各学部・研究科の提出期限までに[国際教育課ホームページ](#)に掲載の各学部・研究科指定の「申請書提出フォーム」により提出

※④についてのみ、後日国際教育課事務室に直接提出可能(メール提出可)

(2) 推薦教員

②(別紙様式2)のデータ(ファイル名を「被推薦者氏名(推薦者氏名)」(例.「琉大花子(沖縄太郎)」)とすることを、学部・研究科毎の提出フォームに記載の期日までに[国際教育課ホームページ](#)に掲載されている各学部・研究科指定の「推薦書(別紙様式2)提出フォーム」により提出

(提出時は大学のメールアドレス「*****@cs.u-ryukyu.ac.jp」でログインすること)

11 選考

要件を具備した申請書類全てを提出期限までに提出した者について、書面審査及び面接審査(日本語及び希望派遣先大学等で修学上必要な外国語)を実施する。

12 面接審査

日 時:2023年8月10日(木)または15日(火)(予定)

(面接審査対象者1名あたり10分程度)

※最終的な面接日時及び面接方法は事前に個別に連絡する。

場 所:琉球大学 地域国際学習センター(放送大学入居ビル)1階又は2階(予定)

その他:面接日時は、応募人数等によって変更する場合があります、その場合は個別に日程変更を通知する。

13 選考結果の通知

選考結果は、2023年9月中旬に所属学部等を通じて通知する。選考結果は、書類審査及び面接審査の結果を踏まえた総合的な判断に基づくものであり、採否結果以外(不採用になった理由等)は公表しない。

14 事前研修

短期交換留学生として採用された場合、2023年9月中旬以降に予定されている事前研修に必ず参加すること。事前研修が補講等の講義日程と同日となる場合、別途調整するが、無断で欠席した場合や事前研修全日程に参加しない採用者については、採用を取り消すこととする。研修方法及び日程等については、選考結果通知後に国際教育課担当から詳細を連絡する。

事前研修内容(予定):

BEVI-Jの受検

沖縄と日本の歴史・文化

安全危機管理セミナー

グローバル人材とは

派遣先国・大学の事前調査

短期交換留学制度の仕組み

琉球大学紹介プレゼン作成・発表
学生メンターとの交流
留学計画の確認、留学目標設定

15 中間報告

派遣先大学における派遣期間中、以下について中間報告を提出する。報告等の依頼を受けた際は、適切に対応すること。

- (1) 事前研修で設定した現地での活動計画の進捗
- (2) 事前研修で設定した留学目標の達成度についての自己評価
- (3) アンバサダー活動とSNS発信の状況

16 事後研修

短期交換留学終了時期に合わせて、以下の事後研修を実施する。②～⑤については個別に打診する。打診があった場合は必ず参加・実施すること。

- (1) 事後研修①: 現地での活動と留学目標の達成について、振り返りと BEVI-J の再受検
- (2) 事後研修②: 留学体験発表用プレゼンテーションの作成
- (3) 事後研修③: 学内募集説明会等への参加
- (4) 事後研修④: 次期派遣学生の事前研修に学生メンターとして参加
- (5) 事後研修⑤: 次期派遣学生の事前・事後、派遣期間中を学生メンターとしてサポート

17 採用後の手続きと留意事項

- (1) 学内選考に合格し、協定大学への留学が承認された場合、引き続き派遣先大学への入学申請手続きを進める。学内選考合格後の辞退は、特段の事由がない限り、原則として認めない。
※派遣先大学への入学申請手続きについては、学生部国際教育課から個別に案内する。
※申請書類の中に、英文成績証明書や指導教員等による推薦書、英文による金融機関等残高証明書がある場合は、交付に時間を要することが多いため、特に留意すること。
- (2) 派遣先大学における入学審査を通過し、入学許可書を受領してはじめて派遣留学が最終決定する。学内選考合格＝派遣留学決定でないことに留意すること。
- (3) 派遣留学が決定した学生は、本学が契約する「海外派遣学生向け安全管理アシスタンスサービス [OSSMA]」に必ず加入すること。同サービス加入に際して、派遣期間に応じた個人会費(税込費用目安:10,800円/3か月～29,160円/12か月)の負担が必要となる。加入手続き等については、派遣留学が決定した学生に別途通知する。
- (4) 学生寮に居住している者は、必ず学生寮事務室に届け出て、所定の手続きをすること。交換留学の場合、寄宿料を納入する限りにおいて、居室を確保したまま留学することができる。
- (5) 独立行政法人日本学生支援機構(以下「JASSO」とする)の奨学金等や授業料免除を受けている者は、必ず学生支援課窓口へ届け出て、所定の手続きをすること。
- (6) その他地方自治体・企業・団体等による奨学金制度の支援を受けている者又は新たに応募を検討している者は、必ず本件担当及び学生支援課奨学係まで報告すること。

18 奨学金制度

留学先での経済的支援として、給付型(返済不要)奨学金制度に申請することができる。また、学外の奨学金受給者は、本学における派遣推薦決定者の中から大学が受給候補者を推薦し、各実施機関が決定するため、採否通知は、派遣推薦者の決定通知より後となる場合がある。2023年度の奨学金概要は、以下のとおりであるが、今後支援内容が変更される可能性があることに留意

すること。なお、これらの奨学金制度への申請方法等については、派遣推薦決定通知後に案内する。

その他、民間奨学金の募集については、随時教務情報システムや国際教育課 HP 等にて周知する。

<参考:2023 年度給付型奨学金>

(1) JASSO 海外留学支援制度(協定派遣)

支援額:奨学金月額6万円~8万円(派遣先国・地域によって異なる)
渡航準備金 16 万円(家計基準あり)または 13 万円(渡航期間の規程あり)

支援期間:最長 12 月

支援人数:派遣先国・地域により異なる

(2) 琉球大学岸本基金寄附金人材育成支援事業 海外留学支援制度(協定派遣)奨学金
(欧州・米国派遣対象)

支援額:奨学金月額 12 万円、留学準備金 24 万円

支援期間:最長 12 月

支援人数:年間2人程度 ※第2回募集採用者向けの募集は行わない

(3) 琉球大学QUEST基金 短期交換留学(協定派遣)奨学金

支援額:奨学金月額6万円~8万円(派遣先国・地域によって異なる)、
留学準備金 16 万円(家計基準あり)

支援期間:最長 11 月

支援人数:年間 35 人程度

(4) 公益財団法人琉球大学後援財団国際交流奨励事業「留学生派遣奨励金」

支援額:奨学金月額6万円

支援期間:最長 10 月

支援人数:年間2人 ※第2回募集採用者向けの募集は行わない

19 帰国後の学習計画・進路

(1) 復学手続き、単位互換申請期限、卒業年月に十分注意する。特に教職希望者は、教育実習や採用試験、卒業予定日について、指導教員等と事前に相談すること。

(2) 帰国後は、留学報告書、アンケート等の提出、進路調査(進学・就職)、留学促進のためのイベント、本学印刷物(大学案内等)作成への協力依頼があった場合は、学業等に支障が無い範囲で可能な限り協力すること。

20 問い合わせ先

短期交換留学(派遣)プログラム及び本募集要項について、不明な点がある場合は、下記担当に問い合わせること。

<本件担当>

学生部 国際教育課 留学交流係 村山

TEL: 098-895-8761 / e-mail: outbound@acs.u-ryukyu.ac.jp

【1】ISEP(International Student Exchange Programs)

1. 概要

ISEPは、1979年にワシントン市で設立され、世界各国の加盟校間で学生交換留学を推進する非営利法人で、世界的なネットワークを保有するコンソーシアムである。ISEPに加盟することで、学生交流協定を締結することなく、加盟校間での学生交流が可能となる。ISEP加盟校は、米国本土に約165校、全世界では54カ国300校に広がっており、中南米、欧州及びアフリカなど、本学が協定校を有しない国、地域の加盟校が多数加盟している。

下の表に記載された語学基準は、学内選考に必要な必要最低限の基準であり、大学毎に語学基準及び成績基準が設定されている。応募を検討している場合は、事前にISEP公式ホームページを確認し、派遣希望先大学の語学基準を満たす語学力スコアを取得できるよう、準備を進めること。なお、本募集要項公開後も、募集する派遣可能人数等が変更となる可能性があることに留意すること。

ISEP公式ホームページ：<https://www.isepstudyabroad.org/>

	大学名	語学基準	成績要件	今回派遣可能 最大人数 (予定)
ISEP	ISEP加盟大学 (ISEP Exchange参加提供大学)	英語圏:TOEFL iBT 60、IELTS 5.5 英語圏以外:派遣先大学で受講 する言語B1レベル	3.0 (理、医、工、 農学部の学部学 生は2.50)	3

2. ISEP による短期交換留学に申請する際の留意事項

- (1) 現時点で申請できる ISEP のプログラムは、ISEP Exchange (授業料免除型) のみとする。
- (2) ISEP Exchange (授業料免除型) により留学する場合、以下の支援を受けることができる。
 - ①琉球大学 QUEST 基金短期交換留学 (協定派遣) 奨学金に申請し、奨学生として採用された場合、奨学金受給の代わりに、派遣先大学での宿舍費及び基本的な食費の支払 (月額 8 万円) が不要となる
 - ②ビザ申請に関するサポート
 - ③留学期間中の学習・研究に関する相談窓口
 - ④緊急事態における 24 時間サポート
 - ⑤派遣先大学におけるオリエンテーション
 - ⑥成績証明書及び単位互換に必要な書類発行
- (3) 学内選考を経て ISEP による短期交換留学が認められた申請者は、ISEP ウェブ申請の際に派遣希望大学を 10 校選択する。ただし、派遣希望先大学の語学力基準等を満たしていない場合、申請に進むことができない。また、それら 10 校への派遣は確約されるものではなく、ISEP コーディネーターと調整の上、選択した 10 校以外の大学に配置される場合があることに留意すること。
- (4) 申請者は、ISEP ウェブ申請時に申請料 100US\$を負担することとなる。本申請料は、留学を取り止めた場合でも返還されない。
- (5) 申請後、5 週間以内に ISEP による派遣先大学の配置オファーが届く。当該オファーを受諾する場合、申請者は配置費用として 425US\$を負担する。本配置費用は、留学を取り止めた場合でも返還されない。
- (6) ISEP により留学する場合、月額 100US\$の医療保険料を負担しなければならない。当該医療保険加入により、いずれの ISEP 加盟大学に留学する場合も海外旅行保険への別途加入は不要となる。
- (7) ISEP と本学の学生交流協定校及び UMAP への併願は不可とする。

【2】UMAP(University Mobility in Asia and the Pacific:アジア太平洋大学交流機構)

1. 概要

UMAPとは、アジア太平洋地域における高等教育機関間の学生・教職員の交流促進を目的として1991年(平成3年)に発足した政府および非政府の代表からなるコンソーシアムで、カナダ、メキシコ等19の加盟対象国の加盟大学への留学が可能となっている。加盟各国が連携・協力して交換留学プログラムを運営するとともに、UMAP単位互換方式(UCTS:UMAP Credit Transfer Scheme)に基づく単位互換の普及などにより、アジア太平洋地域における学生等の交流を推進している。

下の表に記載された語学基準は、学内選考に必要な必要最低限の基準であり、大学毎に語学基準及び成績基準が設定されている。事前にUMAP公式ホームページを確認し、派遣希望先大学の語学基準を満たす語学カスコアを取得できるよう、準備を進めること。なお、本募集要項公開後も、募集する派遣可能人数等が変更となる可能性があることに留意すること。

UMAP公式ホームページ：<http://umap.org/>

	大学名	語学基準	今回派遣可能 最大人数 (予定)
UMAP	UMAP加盟大学 (Program A提供大学※)	英語圏:TOEFL iBT 60,IELTS 5.5 英語圏以外:派遣先大学で受講する 言語B1レベル	2

2. UMAPによる短期交換留学に申請する際の留意事項

- (1) 本募集で申請できるUMAPのプログラムは、申請から派遣までの手続きに時間を要するため、各募集期で派遣可能な時期が他の制度と異なっている。申請する際は、派遣可能時期を十分確認すること。
- (2) UMAPにより留学する場合、留学期間中に受講した科目の成績証明書及び単位互換に必要な書類が発行される。
- (3) 学内選考を経てUMAPによる短期交換留学が認められた申請者は、UMAPウェブ申請の際に申請可能な大学の中から派遣希望を5校選択する。但し、それら5校への派遣は確約されるものではなく、UMAP国際事務局と調整の上、選択した5校以外の大学に配置される場合がある。
- (4) ウェブ申請完了後、派遣先大学の配置情報が届き、配置を了承した申請者は、英語による学習計画書(Study Plan)の提出が必要となる。さらに、派遣先大学が指定する申請書類を作成し、提出期限内に提出することとなる。
- (5) UMAPと本学の学生交流協定校及びISEPへの併願は不可とする。

部局間交流協定校のうち、学生交流協定を締結している大学(参考情報)

部局間交流協定校への交換留学は、各締結学部で募集・選考を行う。詳細は、各学部事務室に問い合わせること。

	国・地域名	大学名	締結学部
1	台湾	国立金門大学(経営学部)	国際地域創造学部
2	中国	大連工業大学(情報科学工科学部)	工学部
3		厦門理工学院(工学部)	工学部
4	モンゴル	国立モンゴル科学技術大学(電力工学部)	工学部
5	大韓民国	忠北大学校(工学部)	工学部
6		高麗大学校(国際学部・国際大学院)	人文社会学部 国際地域創造学部 (法文学部生も対象)
7	ベトナム	ベトナム国家農業大学	農学部
8	カンボジア	カンボジア工科大学	工学部
9	バングラデシュ	ラジシャヒ工科大学	工学部
10	インド	マダン・モハン・マラピヤ工科大学	工学部
11	スリランカ	ルフナ大学(農学部)	農学部
12	米国	ボールステイト大学(科学人文学部・大学院)	法文学部
13	イラン	テヘラン大学(工学部)	工学部
14	トルコ	パムツカレ大学(工学部)	工学部
15	フランス	レンヌ第一大学(電子通信情報研究機関)	工学部
16	スペイン	バルセロナ自治大学(通訳翻訳学部)	人文社会学部 国際地域創造学部 (法文学部生も対象)
17	スウェーデン	ヨーテボリ大学(人文学部)	人文社会学部 国際地域創造学部 (法文学部生も対象)